

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第五十三号)
(産業創造課)

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入及び更新する試験研究機器に係る使用料及び手数料を定め、並びにこれらの額を改定するとともに、利用実績のない老朽化した機器・試験項目を廃止し、その使用料・手数料の規定を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の二点を条例に追加する

・ レーザー加工機	一時間	一、六一〇円
・ エミッショングラフ测定システム	一時間	三、一七〇円

次の使用料を改定する

・ 真円度測定機	一時間	六三〇円
・ 冷熱衝撃試験機	一時間	五五〇円

(二) 手数料

次の二点を条例に追加する

・ エミッショングラフ测定システムによる測定	一時間	七、三一〇円
・ 冷熱衝撃試験機による試験	一時間	一、七七〇円

次の手数料を改定する

(三) 使用料

・ 真円度測定	二四時間	三、七三〇円
・ 顕微鏡試験片調製	一試料一測定	三、一一〇円
・	三〇分	二、一七〇円

次の六点を条例から削除する

(四) 使用料

・ 疲労試験機
・ 動的粘弹性測定装置
・ かくはん機

(五) 手数料

・ シート状試料の強度試験
・ 溶解法による混用率試験
・ 膜厚測定

三 施行期日

令和八年三月一日

ただし、二(三)については公布の日